相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県浜松市浜北区中瀬五四六番地五、最後の住所静岡県浜松市浜北区中瀬五四六番地の五　被相続人　亡　赤木　勲

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年二月十三日

事務所静岡県浜松市中区蜆塚二丁目一七番二〇号

相続財産管理人　司法書士　榛葉　隆雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍浜松市浜北区西美薗二二一一番地、最後の住所浜松市浜北区高薗二〇八番地の二　浜北愛光園　被相続人　亡　伊藤　友治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年二月十三日

事務所浜松市浜北区小松三四一番地　司法書士浜北総合事務所

相続財産管理人　司法書士　髙林　利次

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長崎県佐世保市本島町一〇八番地、最後の住所愛知県知立市昭和三丁目一番地一知立団地三三棟五〇五号　被相続人　亡　白丸　正晴

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年二月十三日

愛知県刈谷市相生町一丁目三一番地第五セントラルビル四A刈谷くすのき法律事務所

相続財産管理人　弁護士　西村　茂樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市西淀川区佃二丁目五八番地、最後の住所大阪市西淀川区佃二丁目七番八号　被相続人　亡　吉川八千代

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年二月十三日

大阪市北区南森町一丁目三番二七号南森町丸井ビル八階

相続財産管理人　弁護士　小島　幸保

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県西宮市荒戎町五三番地、最後の住所兵庫県芦屋市浜町一二番三号　被相続人　亡　藪下由美子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年二月十三日

兵庫県尼崎市潮江一丁目三番三〇号ＫＤＩビル四階　尼崎駅前法律事務所

相続財産管理人　弁護士　曽我　智史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県福岡市南区井尻五丁目七九〇番地一、最後の住所福岡県福岡市南区老司四丁目一一番二四号　被相続人　亡　馬場　靖

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年二月十三日

福岡県福岡市中央区赤坂一丁目一六番一三号上ノ橋ビル七階

相続財産管理人　弁護士　小坂　昌司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍佐賀県佐賀市金立町大字薬師丸一四六九番地、最後の住所福岡市早良区次郎丸五丁目一八番二八号　被相続人　亡　竹下由喜子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年二月十三日

福岡市中央区赤坂一丁目一六番一三号上ノ橋ビル六階　相続財産管理人　堺　祥子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県糟屋郡須恵町大字新原三一七番地七、最後の住所福岡県糟屋郡須恵町大字須恵八三五番地五　コモドヒル須恵中央駅前三〇二号　被相続人　亡　上橋　良一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年二月十三日

福岡市中央区舞鶴三丁目六番二三―三〇五号

相続財産管理人　司法書士　坂田　亮平

所在不明株主の株式の競売又は売却に伴う異議申述の公告

当社は、左記の所在不明株主の株式を、売却又は買い受けることとしたので、これに対し異議のある利害関係人は、本公告掲載の翌日から三箇月以内にお申し出ください。

平成二十九年二月十三日

千葉市中央区中央港一丁目一六番一二号

株式会社千葉県税理士会館

代表取締役　藤ケ崎庄一

記

株主名簿上の株主の氏名及び住所	株式の種類・数
家本　丈男	普通株式二五株
横浜市神奈川区白楽一〇三―九	普通株式二五株
池田　整	普通株式二株
岩本　昴	普通株式一株
岡田　嘉雄	普通株式二株
霞　行雄	普通株式三五株
岸　佐吉	普通株式一株
日下　一男	普通株式一株
小峰幸次郎	普通株式一株
坂上　永	普通株式一株
坂本　忠	普通株式一株
菅野　義彦	普通株式一株
鈴木　光雄	普通株式一株
高橋　一成	普通株式三株
武内　敏夫	普通株式一株
遠山　三郎	普通株式一株
永井　三良	普通株式五株
中川　友造	普通株式一〇株
西村　祐吉	普通株式一株
橋本　光生	普通株式一株
廣木　亨	普通株式二株
前島　俊夫	普通株式一株
松原　勇三	普通株式一株
水澤　正治	普通株式一株

千葉市稲毛区天台四―六―二三
千葉市中央区長洲一―二九―一〇
千葉市中央区浜野町八〇二―二―三〇二
松戸市馬橋一二三〇
船橋市松が丘一―四四―二二
船橋市海神四―二二―一二
海上郡飯岡町八木二三〇三
佐倉市上志津七九八―七
船橋市小室町二七三五
千葉市緑区椎名崎町九三五
千葉市中央区汐見丘町一―二
市川市新田四―一二七三
松戸市竹ヶ花西町三一―一
市川市欠真間一―三―一三―二一七メゾン行徳
八千代市八千代台西一〇―二九―六
船橋市飯山満町三―一七四八―四
佐倉市中志津四―一九―七
千葉市稲毛区稲毛海岸三―三　三丁目団地
船橋市西船四―一―六

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北九州市八幡東区大蔵一丁目八二五番地、最後の住所北九州市八幡東区西本町一丁目六番三号　被相続人　亡　中村　哲哉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年二月十三日

北九州市八幡西区黒崎三―一―三菅原第一ビル四階　相続財産管理人　藤井　晋